

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

会社客観的時間管理を検討

秋闘1次回答出る

団交報告

10月4日に、組合は会社とJMITU秋闘1次統一要求書に対する回答および9月1日付賃上げ回答についての団体交渉を行いましたので、以下に報告します。

労働時間の適正管理と過重労働の改善が急務

組合は、従業員にとって特に関心が高い労働時間の適正管理について会社具体的に改善案の説明を求めました。

組合 現在、会社では労働時間管理を自己申告、すなわちe-Attendanceによる自己申告で行っており、法令で求めている客観的な労働時間管理になっていない。これをどう考えているのか。

会社 法令で始業終了時間を適正に管理する必要性を求められているのは承知している。今、まさ

10月4日に、組合は会社とJMITU秋闘1次統一要求書に対する回答および9月1日付賃上げ回答についての団体交渉を行いましたので、以下に報告します。

組合 現在、会社では労働時間管理を自己申告、すなわちe-Attendanceによる自己申告で行っており、法令で求めている客観的な労働時間管理になっていない。これをどう考えているのか。

会社 法令で始業終了時間を適正に管理する必要性を求められているのは承知している。今、まさ

10月4日に、組合は会社とJMITU秋闘1次統一要求書に対する回答および9月1日付賃上げ回答についての団体交渉を行いましたので、以下に報告します。

組合 現在、会社では労働時間管理を自己申告、すなわちe-Attendanceによる自己申告で行っており、法令で求めている客観的な労働時間管理になっていない。これをどう考えているのか。

会社 法令で始業終了時間を適正に管理する必要性を求められているのは承知している。今、まさ

組合に加入しよう 賃金減額とCEP — たたかってこそ展望が開かれる —

経営上の必要性が無い賃金減額は、労働条件の一方的不利益変更であり、日本の労働法では許されません。一刻も早く組合に団結してたたかきましょう。こうすることで今年はもちろん、来年の賃金減額も阻止することができます。

CEPは「辞めると言わない退職勧奨」という声が上がってきています。CEPにノミネートされた皆さんが、組合に団結すれば会社との力関係を変え、CEPを脱出することができます。

シニア契約社員 給与見直しが必要

組合は、次に月17万円と低いシニア契約社員の給与について会社と協議しました。

組合 月17万円は大卒の初任給より低い。会社が言うように賃金を業務の重さで、困難を勘案して決めるというのであれば、シニア契約社員の給与が新入社員より低いというのは納得性に欠ける。

会社 シニア契約社員の処遇の見直し、他社とのベ

組合は、次に月17万円と低いシニア契約社員の給与について会社と協議しました。

組合 月17万円は大卒の初任給より低い。会社が言うように賃金を業務の重さで、困難を勘案して決めるというのであれば、シニア契約社員の給与が新入社員より低いというのは納得性に欠ける。

会社 シニア契約社員の処遇の見直し、他社とのベ

新井鉄工所が工場閉鎖

— 解雇に社長宅抗議デモ —



西葛西 小島公園での集会

10月1日西葛西の小島公園において、新井鉄工所での工場閉鎖とそれに伴う解雇に抗議し緊急集会が行われました。

最近子供が生まれたばかりの人、結婚をひかえた人など8人の若者が、9月30日に解雇されま

通知を読み上げ、会社内にある私物を持ち帰ること、明日から出社には及ばないと通告したのです。

職場から追い出す手法は、日本IBMで行われているロックアウト解雇と同じです。このようなことは許されないとして、100人の支援者が集まり抗議集会を行いました。その後西葛西駅に向かってデモ行進を行い、社長宅前も通り「職場に居せ！」とシュプレヒコールを上げ、ともにたたかう決意を示しました。

新橋駅前宣伝



新橋駅烏森口での宣伝行動

9月28日夕方、新橋駅前にて日本IBMで行われている不当な行為を広く世に知らしめるための行動の一環として、ビラ配布、マイクによる宣伝行動を行いました。国会会期中でもあり、SL前広場でも他の団体がソフ

を派遣している先進国で「現地情勢は安定している」と言っているのは日本だけで、他国は「不安定」を理由に撤退していると講演されました。

続いて、現役大学生、主婦、元自衛官、大学教授の4名が順次登壇し、それぞれの立場から「戦法廃止」を訴えました。

集会後、大会アピールを採択し、京都市役所まで、約一時間の雨中行進を行いました。

今年の年初にILC入力を促すメールが複数回誤送信された職場がある。入力漏れや間違いないか確認するため、対象者は早急に対応しなければいけないと感じたようだ▼その後、同じメールがまた出たが、当分の間無視してくださいというアナウンスが当然のように行われた。随分と軽い扱いだ▼お詫びも調査状況や回復目処の報告もなし。過去には入力したのに計上漏れがあり、指摘をしても救済処置は難しいと開き直されたこともある。圧倒的に優位な立場から来る奢りがある。としか思われない▼ILCに限らず、グローバル組織で決めていることなので黙って従えという話が多く、質問にもまともに回答してもらえない。決まったことを言い渡される形が多くなった。ThinkよりもObeyが優先する会社になった。

解雇の実態はあまりに粗雑

第3次ロックアウト解雇裁判 最終意見陳述

第3次ロックアウト解雇裁判は2013年6月にロックアウト解雇された原告4人がたたかっています。2016年9月27日、東京地裁第611号法廷で原告2名と組合側代理人の穂積剛弁護士が最終意見陳述を行いました。

穂積弁護士は1989年入社の元IBM SEです。IBMの実情を熟知している穂積弁護士の説得力ある意見陳述に、裁判長も聞き入っていました。以下に穂積弁護士の意見陳述要旨を掲載します。

PIPの機械的対応

その代わり被告がやったことは、単純にPBC「3」が2年以上続いた労働者から「選別」して、突然トップダウンで解雇予告しただけである。PBC「3」が続いたので上司らは形式的にPIPを実施しているが、それは被告の指示に従ってやっていただけで、真に業績改善を目指したものでなかったし、まして解雇を回避するために努力を尽くしたものでなかった。何しろPIPをやった上司たちは、解雇予告のことも直前まで知らされていなかった。

原告らの何倍もの「被害者」たち

解雇事案において、解雇直前の経緯が最も重要であることは当然だが、本件ではその内実はどれもあまりに粗雑である。結局はこれが、現場の意向とは関係のないトップダウンの解雇であること、言い方を変えれば本件解雇の本質が「リストラ」の一環に過ぎないことにその根本原因がある。

それでも本件原告らは、争うことができただけでもまだ不幸中の幸いだったかも知れない。これほどまでに粗雑で乱暴な解雇によっても、争うこともできず退職に応じざるを得なかった何倍もの労働者たちがいたのである。裁判所におかれては、原告らの背後に大勢の声なき被害者がいたことまで思いを馳せたうえで、本件事案の本質を見据えた最終的な判断に臨んでいただければ幸いである。

■今後の裁判スケジュール

日程	裁判名	場所
10/18(火) 14:30~15:00	第1次ロックアウト解雇裁判 高裁第2回口頭弁論	東京高裁 809号法廷
10/19(水) 10:30~	東京都労働委員会 第18回調査期日	東京都庁南38階
11/18(金) 11:30~12:00	第2次賃金減額裁判 地裁第4回口頭弁論	東京地裁 527号法廷

排除しなければならぬ者は誰もいなかった

労働者において本当に成績や能力に著しい問題があり、そのことによつ

睡眠不足はメンタルヘルスにも悪影響

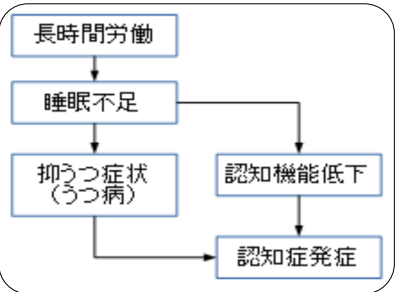
メンタルヘルス研修会からの教訓

10月1日、東京都南部労政会館にてJMITU東京地方本部主催のメンタルヘルス研修会が行われました。公益社団法人・社会医学研究センターの村上剛志理事の講演から、日本IBM社員が学ぶべき教訓を拾い出してみます。

これを受けて村上氏は、睡眠時間が6時間以下になると悪い影響が出て、健康状態の問題に直結する場合もあると指摘しました。また、在職時代の労働で無理をした人においては、退職後に症状が

睡眠時間不足が不安抑うつを招く

村上氏は、まず「健康の四要素」を「睡眠・運動・栄養・保温（身体を冷やさない）」と定義した上で、特に「睡眠」の重要性について述べました。国立精神・神経医療研究センターの三島和夫博士は、NHKスペシャル「病の起源」において、「過労などによって生じる睡眠不足は、脳にとって大きなストレスであり、扁桃体の活動を過剰にします。この状態が長期に



裁量労働制の適用者は特に注意

日本IBMでは、特に裁量労働制適用者がプロジェクトにおいて長時間労働させられる状況が多発しています。長時間労働の結果、どうしても睡

眠時間が削られる傾向があり、これに睡眠の「質」の低下（床についてから眠るまでに時間がかかる「入眠困難」や、早い時間に起きてしまう「早朝覚醒」、夢を見ないノンレム睡眠が浅い、など）が重なること、不安・抑うつや認知機能低下といった脳の機能に関する問題が発生する危険性が大いに高まります。自らの健康を維持するためには、このような状況になつていないか常に自己チェックし、睡眠面で無理をしないようにする必要があります。

また、ILCとe-Attendanceとの一致を要求されるなど難しい面もありますが、プロジェクトの人員不足を会社に知らせるためには、深夜および休日勤務について勤務実態をe-Attendanceに入力する（社内規定では裁量労働制適用者であっても深夜・休日勤務分については別途時間外勤務手当が支払われます）こと、

おしゃべりできる仲間が組合に

最後に村上氏は、「友情・連帯・支援」と「笑い」のある、「おしゃべり

さらに長時間勤務でワークライフバランスが崩れたり睡眠時間が大きく削られている場合には、事情を訴えて改善を希望することが自分を守ることにつながります。

りのできる仲間」がメンタルヘルスの維持に重要だ、と述べました。あなたの所属する部門やプロジェクトには、そのような仲間はいませんか？ 残念ながらいらない、でもそのような仲間がほしい、という方。組合には「おしゃべり」できる仲間「おしゃべり」する機会が多くあります。ぜひ組合にご相談ください。

組 合 なん だ も 相 談 窓 口			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本 社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕 張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL: 03-3583-9037(月～金 13時～16時) FAX: 03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ウェブ: http://www.jmiu-ibm.org/		
注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)		
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611(代) Web: http://tokyolaw.gr.jp/		
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577		